

【EU】気候変動防止対策(2008年1月 欧州委員会の包括提案)

*環境政策におけるグローバル・リーダーを自認し、この分野で、しばしばイニシアティブを発揮してきた EU の欧州委員会は、2008年1月、気候変動(地球温暖化)対策として、今後の方向性を打ち出すとともに、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの開発・利用等における各国別の具体的な数値目標等も盛り込んだ包括的な提案を行った。

2007年3月の欧州理事会における合意

EUは、地球温暖化をもたらす気候変動に対する政策及びそれと密接に関係するエネルギー政策において、意欲的な取組みを行ってきた。特に、2005年1月に、EU独自の温室効果ガス排出権取引制度(EU-ETS)を導入して以降、この分野における動きは、一層積極的になっている。

2007年3月8-9日に開催された欧州理事会(EU首脳会議)では、EU域内における温室効果ガスの排出を、2020年までに、1990年比で20%削減するという目標が設定された。20%の削減は、温室効果ガスを排出しない水力、風力、地熱、太陽光など、いわゆる再生可能エネルギーの利用を高めることにより、達成しようとするものである。さらに、域内の先進国については、国際的な合意が得られれば、1990年比で、2020年までに30%、2050年までに60-80%の削減を行うということで意見が一致した。

2020年までに、全体のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合は、その時点の6%から20%に引き上げ、さらに、2020年までに、EUにおける輸送のためのガソリンやディーゼルの消費のうち、少なくとも10%をバイオ燃料とする、などの目標が示された。

包括提案の構成

2008年1月23日に、欧州委員会が発表した、気候変動とエネルギーに関する包括的な提案は、2007年3月の欧州理事会において合意された上記の目標を、同理事会の指示に基づき具体化したものであり、加盟各国の政府に対し、達成への努力を促すものである。

これらの提案は、主として次に掲げる文書によって構成されている。

1. コミュニケーション (COM (2008) 30 final)
2. EUの温室効果ガス排出権取引に関する指令(2003/87/EC)の改正(案)(COM (2008) 16 final)
3. 2020年までにEUの温室効果ガス排出削減を行うためのEU各国の取組みに関する決定(案)(COM (2008) 17 final)
4. 再生可能エネルギー利用促進に関する指令(案)(COM (2008) 19 final)
5. 二酸化炭素の地中貯蔵に関する指令(案)(COM (2008) 18 final)

このうち、政策文書である 1 のコミュニケーションは、2 以下の法令（案）の内容を総括的に述べたものであり、「2020 年までに 20 20 気候変動問題が欧州にもたらす好機」（20 20 by 2020 Europe's climate change opportunity）と題されている。このタイトル自体が、2020 年までに達成すべきふたつの大きな目標—温室効果ガス削減と再生可能エネルギー利用—に係る数字 20（%）を並べ、気候変動へのチャレンジが、多くの企業に、新たなエネルギー技術の開発などのビジネス・チャンスを与えるとともに、雇用の増大をもたらし、ひいては EU 全体の持続可能な経済成長を促すという、EU の描くシナリオを端的に示している。

提案の概要

以下、コミュニケーション（COM（2008）30 final）に即して、今回の提案の要点を列挙する。

①排出権取引制度（EU-ETS）の見直し

EU 域内の排出権取引は、各企業の排出割当量が、各国政府によって決められる現行のキャップ・アンド・トレード方式に替わり、2013 年以降、入札方式で行おうとするものである。排出量の最も多い電力部門は、2013 年から全面的に、他の産業部門や航空機では、段階的に入札方式に移行する。また、対象となる温室効果ガスには、二酸化炭素以外のガスも含まれることになる。

②温室効果ガス排出量の削減目標

2020 年までに達成しなくてはならない温室効果ガス削減目標が国ごとに定められた。ただし、中・東欧の新規加盟国については、排出量の増加が認められたため、各国の削減目標の数値は、-20%と+20%の間に分布することになった。

③再生可能エネルギーの促進

再生可能エネルギーの利用は、温室効果ガス排出削減とエネルギーの安定的供給の二重の目的に適うものである。2020 年までに、EU 全体のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーのシェアを 20%に引き上げるために、一定の算定手法により、国別の目標が設けられた。どのエネルギーに重点を置くのかは、各国の選択に委ねられるが、明確な計画を作成することが求められる。

④二酸化炭素の回収・貯留（CCS）

火力発電所等で発生する二酸化炭素を大気中に放出せず、地中や海洋に隔離するための技術開発は急務である。そうした CCS の技術開発やシステムについての枠組みを法的に確立する必要性がうたわれている。

今後の見通し

これらの提案は、2008 年 3 月の欧州理事会（EU 首脳会議）において同年末までに各国が合意することが確認された。その後、2009 年中に立法化することを目指して、欧州議会で審議されることになる。

（萩原愛一・海外立法情報調査室）